

2007年10月1日

(2008年1月31日部分修正を含む)

IATA 危険物規則書 2008年1月1日 第49版の主な変更点

IATA 危険物規則書第49版は、印刷が開始される直前までに IATA 危険物委員会が採択したすべての変更点を反映している。ICAO が2年に一度発行している「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2007-2008年版」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2007-2008 Edition) 発行後の改訂も反映されている。

危険物貨物を取扱う職員の作業の一助となるように、ここに掲示した変更点は、第49版の変更点のうち、主なものと考えられるものを列記したのに過ぎず、決して全ての変更点を記したものでない事に留意されたい。細かい変更点のすべてについては第49版のページ欄外に所定の追加、修正、削除の各マークを付して注意を喚起してある。なお IATA から2008年1月31日付けのアデンダム(補遺)で変更になった部分も含めて記述してある。

第2章 Limitation – 制限

2.1.1 如何なる状況下においても航空機での輸送が禁じられている危険物

- 本文に「物件」を加えた。本文は「物件や物質で、輸送に供せられた際に、爆発をしたり、危険に反応したり、炎を出したり、危険な程度の熱もしくは、危険な程度の毒性、腐食性、もしくは引火性のガスもしくは蒸気を航空輸送の際に通常遭遇する状況下で出してしまう可能性のあるものは如何なる状況下においても航空機で輸送してはならない。」となる。
- 本文に Notes: 2. を加えた。「2.2.1 の規定は、安全が理由で製造業者へ返品のため輸送されるものも含むことを意図している。例として、不良リチウム電池などがある。特別規定 A154 参照」(特別規定 A154 は後述)

2.3 Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew – 乗員・乗客が携行する危険物

- 2.3.4.5 Chemical Agent Monitoring Equipment (CAM) 及び Rapid Alarm & Identification Device Monitor (RAID-M) [化学物質モニター装置及び瞬時警報&識別モニター] これらの計測器で Table 10.5.A の値よりも低い放射性物質を内蔵しているものは、化学兵器禁止機構 (OPCW – Organization for the Prohibition of Chemical Weapons) の職員が公務で携行する場合、シッカリと包装され、リチウム電池が装填されていなければ航空会社の許可を得て手荷物として携行する事が出来る。

- ~~➤ 2.3.5.12 Meals ready to eat (MRE) [そのまま食べられる調理済み食品] に装備されている無炎ヒーターについて、航空会社の許可を必要とせず、預託手荷物、機内持ち込み、或は身につけての持込を認めた。但し、機内で使用を禁止した。(訳者注: 2008年1月31日、IATA Addendum (補遺) によると国連 ICAO での再審査の結果、危険性がないとは言えないとして全文削除になりました。)~~

2.9.2 State Variations – 政府例外規定

- フランス、インド、マレーシア、スイスとアメリカが政府例外規定の改訂を行なった。

- マカオとポーランドが政府例外規定を新たに加えた。
- ニュージーランドがすべての政府例外規定を削除した。

2.9.4 Operator Variations – 運航者例外規定

➤数多くの運航者例外規定の追加、削除と変更があるので注意すること。新顔の航空会社は AeroMexico, Asiana, Bangkok Airways, China Eastern Airlines, China Southern, Croatia Airlines, Iberworld Airlines, Kenya Airways, SkyWest Airlines と Varig Logistica の 10 社である。

なお、2008 年 1 月 31 日の補遺で新顔に Jett8 Airlines Cargo と Zoom Airlines が加わり、British Mediterranean Airways が全例外規定を削除し、全日空例外規定 NH-02、NH-03、NH-04 が削除となっている。

第 4 章 Identification – 識別

4.2 List of Dangerous Goods - 危険物リスト

- ICAO の技術指針の変わる年ではないので、殆んど内容の変更はない。
- 細字でリストに記載されている「Batteries, dry」に特別規定 A123 を追記した。バッテリー自体は危険物として規制されていないが、輸送に当たってバッテリーの端末をショートしないよう絶縁しなければならないと義務付けた。
- 区分 4.1 の自己反応性物質と区分 5.2 の有機過酸化物の“E”欄に特別規定 A20 の遵守を強調するため“Keep Away From Heat”(熱源から遠ざけよ)のラベルの必要性を書き込んだ。
- UN2949 – Sodium hydrosulphide の正式輸送品目名に“hydrated”の文言を付け加えた。
- UN1693 – Tear gas substance, liquid, n.o.s. “E”欄の Toxic ラベル記入もれを正した。

4.4 Special Provisions - 特別規定

- A154 - UN3090 Lithium batteries と UN3091 Lithium batteries contained in equipment および Lithium batteries packed with equipment に対する新しい特別規定で、製造業者が安全のためにリコールしているリチウム・バッテリーや破損してしまったりチウム・バッテリーは輸送禁止であると規定した。
- A202 – 輸送中、水棲動物に酸素を供給するため UN1072 Oxygen compressed (圧縮酸素) のポンペを水槽に装備・作動させるための特別規定を新設した。

第 5 章 Packing Instructions - 包装基準

- 5.0.1.2 (e) – 新しいパラグラフ (e) を挿入し、内容物を充填する際に、組み立てられた容器の外側に付着した汚染が取り除かれ清潔であるか、また、容器を組み立てる場所、充填を行なう場所の環境から生ずる汚染が付着していないか、確かめなければならないと規定を設けた。
- 5.0.1.8 – Carriage of Oxygen with Live Animals に新設の特別規定 A202 (前述) を参照することと書き加えられた。
- PI 203/Y203/204/Y204 – 輸送に当たって、誤作動が起きないようにエアゾールのバルブは保護されていなければならないと書き加えられた。
- PI 650 - エアウェービルの“Nature and Quantity of Goods”欄には“UN 3373”と“BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B”の文字が記載されていなければならないと must 要件に改訂した。これは今まで「望ましい」要件であった。
- PI 902 と 910 – 磁性物質 (Magnetized Materials) もしくは日用品 (Consumer Commodity) を荷送人が ULD に積み付ける場合に、他の異なる危険物が同じ ULD に積み付けられていないこと、並びに、それぞれの ULD に積み付けられている UN2807 と ID8000 の個数と危険物の総重量を荷送人は書面で報告しなければならないとした。
- その他、個々の包装基準の運航者例外規定のレファランス番号を見直して改訂してある。

第7章 Marking & Labelling - マーキングとラベリング

- 7.1.5.1 (d) – 総重量 (gross weight) で申告が義務付けられている危険物について、アルファベットの“G”を単位の後ろに記入しなければならないと規定した。これは今まで「望ましい」要件で Note 1.として記載されていた。

7.3.13 区分 5.2 有機過酸化物の危険性ラベル

- 区分 5.2 の有機過酸化物の危険性ラベルのデザインを修正し、炎を白抜きにした場合、上半分にある線も白抜きにしなければならないとした。



第8章 Documentation – 書類

- 8.1.6.9.2 (a) – 最後のパラグラフに、申告が総重量 (gross weight) でなされている場合は、単位の後ろにアルファベットの“G”が付かなければならないと規定した。これは今まで「望ましい」要件で Note として記入されていたもの。
- 8.1.6.9.2 (c) – 1 包装物当たりの数量が「無制限」(unlimited) については包装物内の危険物の純数量 (net quantity) を記載しなければならない。但し、UN2794, UN2795, UN2800, UN2807, UN2857, UN2990, UN3072, UN3164, UN3166, UN3171 と UN3292 の場合には数量は総重量 (gross weight) 表示としなければならない。
- 8.2.3 – Shipper's Declaration Not Required – 危険物で危険物申告書が不要の場合には、エアウェービルの商品を記入する欄に下記の情報が記入されていなければならない。記載の順序は自由であるが、下に掲げた順序が望ましい。

UN もしくは ID ナンバー

正式輸送品目名

分類もしくは区分番号

包装物の個数

包装物 1 個当りの純量

Note: UN3373 の場合には、“*BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B*” と “*UN3373*” を表示す

れば充分である。適用除外放射性物質については DGR 10.8.8.3 を参照。

- **8.2.6 – Not Dangerous Goods** – もし物件や物質が危険物に該当する疑いがあっても、如何なる危険性の分類もしくは区分に合致しないのであれば、チェックをしたという意味で、エア－ウェービルの商品を記入する欄に “ Not Restricted ” (制限物品でない) という表示があれば非危険物として輸送する事は差し支えない。特別規定の要件を満たして非危険物として輸送する際には、“ Not Restricted, as per Special Provision Axxx ” (特別規定 Axxx により制限物品でない) と該当する特別規定を表示する文言がエア－ウェービルの商品を記入する欄に記載されていなければならない。

第 9 章 Handling – 取扱い

- **9.3.14 – Loading of Live Animals with Dangerous Goods** – Note が追記され、特定の場 合、例えば「蜂」のような場合、ドライアイスが冷却剤として生きている動物と一緒に包装されることがある。この際、ドライアイスの輸送に必要な他のすべての条件は遵守しなければならない。

第 10 章 Radioactive Material – 放射性物質

- **Table 10.4.A と Table 10.4.B** – 放射性物質の国連番号と正式輸送品目名を見やすい表にして Table 10.4.A とし、従来の「特別型 A1 の値と非特別型 A2 の値」の表を Table 10.4.B とした。

付録 E – Competent Authorities 監督官庁

- 監督官庁の表を更新した。

付録 F – Packaging Testing Facilities, Manufacturers and Suppliers

- F.1 製造業者・供給業者の表と F.2 容器の検査機関の表を更新した。

付録 G – Related Services – 関連サービス

- IATA 出版物販売代理店 (IATA Sales Agent) および IATA 承認訓練校の情報を更新した。

付録 I – Impending Changes – 予想される変更点

- **新設** – この付録は 2009 年 1 月 1 日から施行される国連の Model Regulation の第 15 改訂版による変更点の詳細が書かれてある。ICAO の 2009-2010 年版 Technical Instructions (技術指針) は未だ最終的な審査が終了していないので、文章に若干の変動があるかもしれないが、大体、この付録に書かれているように変更になる予定である。荷送人、貨物代理店、フォワーダー、航空会社など危険物輸送に係わる企業の方々は予想される

これらの変更点について準備されることが望まれる。主な変更点の項目は次のものである。

- ✦教育訓練の職種に “No Carry Operator”（アメリカの航空局用語で危険物を輸送しないと宣言している航空会社を指す）の従業員もある程度の危険物訓練は必要であるとして教育訓練要綱が付け加えられた。
- ✦手荷物として乗員・乗客が携行を許される危険物の内、今まで機内持ち込み手荷物としてのみ認められていた熱を発生する器具（例：水中ランプ）は、誤作動しないように熱の発生源もしくはバッテリーが取り外されていれば、預託手荷物にも許される事になった。
- ✦Dangerous goods in excepted quantities（微量危険物）のラベルが IATA 様式より国連様式に変更になった。



- ・最低寸法は 100 mm × 100 mm
- ・ラベルは容器に貼り付けるか、印刷されていること。
- ・白地に黒色または赤色印刷とする。
- ・ 分類番号もしくは区分番号をこの位置に記載する。
- ・ 荷送人もしくは荷受人の名が容器の他の場所に書かれていなければ、

この位置に記入する。

- ・オーバーパックについてはラベルが外から綺麗に見えるか、見えなければ外表面に再現されていること。

- 異なった種類の微量危険物を1つの外装容器に収納する場合、相互に危険に反応しなければ“Q”計算をする必要はなくなった。収納されている危険物の内、一番厳しい危険物に許されている数量が全量の限度となる。
- Fuel cell cartridges および Lithium ion batteries などに新しい国連番号がついた。
- 包装基準の変更が数多くある。
- 病毒を移しやすい物質で致命的な疾病の病原菌 (Category A) の包装規格と検査方法を新たに定めた。
- 付録 C.2 有機過酸化物の表に多くの変更点がある。

(終)